

埼玉県業務委託最低制限価格制度実施要領

(目的)

第1条 この要領は、埼玉県が発注する物品等競争入札参加資格者名簿に登録された者を入札の対象とする業務委託（ただし、物品等競争入札参加資格者名簿の物品の販売、物品の賃貸、印刷の請負に登録された者を入札の対象とする場合は、物品調達、物品の賃貸、印刷業務を含まない業務委託とする）の契約（以下、「建設工事に係る業務以外の業務委託」という。）に係る入札について、最低制限価格制度を実施するために必要な事項を定め、もって適正な履行の確保を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 最低制限価格 地方自治法施行令第167条の10第2項（同法施行令第167条の13において準用する場合を含む。）の規定により定める価格をいう。
- 二 落札者 予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもつて入札をした者のうち最低の価格をもつて入札をした者をいう。
- 三 決裁権者 財務規則別表第2の決裁区分による決裁権者をいう。
- 四 競争入札 一般競争入札及び指名競争入札をいう。
- 五 下限値 第4条第1項第一号のただし書き及び同条第二号における10分の7.5もしくは3分の2をいう。
- 六 請負 民法第632条に規定する請負をいう。
- 七 工事系業務 雜草刈払いや樹木伐採等、積算体系を工事とする業務委託をいう。
- 八 建物管理業務 建築物等の定期点検、臨時点検、日常点検、保守、運転・監視、清掃、執務環境測定等及び警備並びに廃棄物処理に関する業務をいう。
- 九 特別なもの 決裁権者が予定価格算出に当たり、第4条第一号の別表1により計上することが困難と認めた業務をいう。

(対象となる入札)

第3条 最低制限価格制度の対象は、請負に区分される建設工事に係る業務以外の業務委託のうち、競争入札を実施する業務委託とする。ただし、次の各号に定めるものを除く

- 一 政府調達に関する協定（WTO）の対象となる入札
- 二 総合評価方式による入札
- 三 前2号のほか、低入札価格調査制度実施要領等により行う入札

(最低制限価格の設定)

第4条 最低制限価格は、次の各号により定めるものとする。

- 一 別表1に掲げるそれぞれの業種区分ごとに、予定価格算出の基礎となった

同表に掲げる①から④の合計額に100分の110を乗じた額とする。

ただし、工事系業務及び建物管理業務は、その額が予定価格に10分の9.2を乗じて得た額を超える場合にあっては、10分の9.2を乗じた額とし、予定価格に10分の7.5を乗じて得た額に満たない場合にあっては10分の7.5を乗じた額とする。また、工事系業務及び建物管理業務に該当しない業務は、その額が予定価格に10分の9を乗じて得た額を超える場合にあっては、10分の9を乗じた額とし、予定価格に3分の2を乗じて得た額に満たない場合にあっては3分の2を乗じた額とする。

二 特別なものの場合は、第一号にかかわらず、工事系業務及び建物管理業務については、予定価格に10分の7.5から10分の9.2までの範囲内で、工事系業務及び建物管理業務に該当しない業務については、予定価格に3分の2から10分の9までの範囲内で決裁権者が定める値を乗じた額とする。

三 算出に当たっては、第一号の①から④の額を合計した段階で千円未満の端数は切り捨て、端数整理後の額に100分の110を乗じることとする。

また、第一号のただし書きの規定及び第二号の特別なものについては、予定価格の税抜きで計算を行うものとし、千円未満の端数を切り捨て、端数整理後の額に100分の110を乗じた額とする。ただし、下限値を使う場合、もしくは端数整理後の額が予定価格の税抜きに下限値を乗じた額を下回る場合は、千円未満の端数を切り上げ、端数整理後の額に100分の110を乗じた額とする。

(予定価格調書への最低制限価格の記載)

第5条 予定価格調書には、予定価格及び入札書比較価格のほかに、「最低制限価格〇〇円」と記載し、さらに、当該最低制限価格に110分の100を乗じて得た金額を「(最低制限価格の110分の100の額〇〇円)」と記載するものとする。

(入札参加者への周知)

第6条 入札の執行に当たっては、入札公告等に最低制限価格を設けた旨を記載するものとする。

(落札者の決定)

第7条 予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって入札をした者のうち最低の価格をもって入札をした者を落札者とする。

2 第1項の最低の価格をもって入札をした者が複数ある場合、落札者の決定は抽せんによるものとする。

(要領の公表)

第8条 この要領は、公表するものとする。

附 則

1 この要領は、令和5年6月1日から試行する。ただし、令和5年5月31までに入札公告等したものについては、適用しない。

附 則

- 1 この要領は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 前項の規定にかかわらず、令和6年3月31日までに入札公告等したものについては、従前の例による。

別表1（第4条第1項第一号関連）

業種区分	①	②	③	④
工事系業務	直接工事費に10分の9.7を乗じて得た額	共通仮設費に10分の9を乗じて得た額	現場管理費に10分の9を乗じて得た額	一般管理費等に10分の6.8を乗じて得た額
建物管理業務	直接人件費に10分の9.7を乗じて得た額	直接物品費に10分の9.7を乗じて得た額	業務管理費に10分の9乗じて得た額	一般管理費等の額に10分の6.8を乗じて得た額
測定業務	直接人件費の額	調査費の額	諸経費の額に10分の4.8を乗じて得た額	
	直接測量費の額	測量調査費の額	諸経費の額に10分の4.8を乗じて得た額	
調査業務	直接調査費の額	間接調査費の額に10分の9を乗じて得た額	解析等調査業務費の額に10分の8を乗じて得た額	諸経費の額に10分の4.8を乗じて得た額
	直接人件費の額	調査費の額	諸経費の額に10分の4.8を乗じて得た額	
コンサルタント業務	建築系	直接人件費の額	特別経費の額	技術料等経費の額に10分の6を乗じて得た額
	土木系	直接人件費の額	直接経費の額	その他原価の額に10分の9を乗じて得た額
		直接人件費の額	直接経費の額	技術経費の額に10分の6を乗じて得た額
	補償系	直接人件費の額	直接経費の額	その他原価の額に10分の9を乗じて得た額
		直接人件費の額	直接経費の額	技術経費の額に10分の6を乗じて得た額

※工事系業務とは、雑草刈払いや樹木伐採等、積算体系を工事とする業務委託をいう

※建物管理業務とは、建築物等の定期点検、臨時点検、日常点検、保守、運転・監

視、清掃、執務環境測定等及び警備並びに廃棄物処理に関する業務委託をいう

※測定業務とは、環境計量業務等、計量数値を得ることを目的とした業務をいう

※「測定業務」、「調査業務」及び「コンサルタント系業務」においては、該当する積算基準書等の体系により、適切な段を使用する。

注1 上記①から④は、円未満を切り捨てた額とする。

注2 複数の業種を一括して発注する場合の第4条第1号の「合計額」は、それぞれの業務の業種区分の上記①から④を一括合計した金額とする。